

注目!!

不用品(粗大ごみ)は 適正処理をしましょう!

●このような業者よく見かけませんか?



! 空地などで不用品を回収する業者

チラシをポストなどに投函し、日にちを指定して不用品を回収する業者



回収業者が回収した粗大ごみなどは不法投棄されたり、国内外で不適正に処理されていることがあります。

適正処理とは

岐阜市が「ごみ出しのルール」や「ホームページ」で案内している粗大ごみなどの処理方法

●岐阜市HP

<http://www.city.gifu.lg.jp/1466.htm>

⊗ 便利(無料)だからと安易に利用しないで!!

注意してください!!

・このような業者がごみ(廃棄物)の回収することは法律により禁止されています。

【環境省HP】<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>



- ①他人のごみ(廃棄物)を有償・無償に係わらず収集運搬することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。また、無許可業者にごみ(廃棄物)の処理を依頼すると依頼した者も法律により罰せられる場合があります。
- ②不用になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機(衣類乾燥機を含む)は、家電リサイクル法により適正な処理をすることが義務付けられています。

回収業者の方へ

- ・「古物営業許可」や「岐阜県使用済金属類営業許可」ではごみ(廃棄物)の回収はできません。また「産業廃棄物収集運搬業許可」で一般家庭から出るごみ(一般廃棄物)の回収はできません。
- ・法律で廃家電品は専ら再生利用の目的となる「くず鉄」に該当しません。

ちなみに

- 岐阜市の一般廃棄物(ごみ)許可業者が軽トラック等でアナウンスをしながら廃棄物を回収することはありません。

●粗大ごみの処理については、粗大ごみ受付センター ☎ **058-243-0530** へお申し込みください。

●引越などで多量に出るごみの処理についてのご相談は、岐阜市役所 環境事業課まで ☎ **058-214-2418** (環境事業課直通)